

長野県伊那北高等学校創立100周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、長野県伊那北高等学校創立100周年記念事業実行委員会と称し、本会を長野県伊那北高等学校同窓会事務局内（長野県伊那市山寺2159-1）に置く。

(目的)

第2条 本会は、伊那北高等学校の創立100周年を祝すとともに、輝かしい歴史と伝統を築いてきた伊那北高等学校の新たなる発展を期して、記念事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 伊那北高等学校の教育環境の充実を図るための事業
- (2) 本校関係者相互の親睦と資質の向上を図る事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織の構成)

第4条 本会は、次の組織等を構成母体として組織する。

- (1) 伊那北高等学校同窓会
- (2) 伊那北高等学校PTA
- (3) 伊那北高等学校
- (4) その他本会の趣旨に賛同する個人及び団体

(組織代表者の責務)

第5条 伊那北高等学校同窓会会長、伊那北高等学校PTA会長及び伊那北高等学校校長は本会の構成団体の代表者として、記念事業の実施に関し必要な助言及び支援を行う。

(委員会と業務)

第6条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
事業全般に関する企画推進並びに他の委員会に属さない事項
- (2) 会計委員会
事業費の会計全般に関すること
- (3) 募金委員会
募金活動の企画推進に関すること
- (4) 100年史編纂委員会
100年史の編纂発行・記念映像製作に関すること
- (5) 事業委員会
教育環境整備、芸術鑑賞に関すること
- (6) 記念式典委員会
記念式典・講演会の企画推進に関すること
- (7) 刊行委員会
100年史以外の刊行物の発行、記念品の発送
- (8) 名簿委員会
会員名簿の発行に関すること
- (9) 祝賀会委員会
祝賀会の企画・運営に関すること
- (10) 美術展委員会
美術展の企画・運営に関すること

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------------|-----|-------------|-----|
| (1) 実行委員長 | 1名 | (2) 副実行委員長 | 若干名 |
| (3) 顧問 | 若干名 | (4) 各委員会委員長 | 10名 |
| (5) 各委員会副委員長 | 10名 | (6) 事務局長 | 1名 |
| (7) 事務局員 | 若干名 | (8) 会計 | 若干名 |
| (9) 監事 | 若干名 | | |

- 2 実行委員長及び副実行委員長は、役員総会において選任する。
- 3 その他の役員は、第4条に掲げるそれぞれの組織が推薦し実行委員長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 前条の役員任期は本会の解散の時までとする。ただし、学校職員及びPTA推薦者に異動があった場合は改めて委嘱するものとする。

(役員職務)

第9条 実行委員長は本会を代表し会務を統括する。

- 2 副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは会務を代行する。
- 3 各委員会委員長、副委員長は担当業務の推進に当たり、委員長は業務を統括する。
- 4 事務局長、事務局員は本会の事務を掌り、事務局長は事務を統括する。
- 5 会計は本会の会計を掌る。
- 6 監事は本会の事務及び会計の監査を行う。

(役員総会)

第10条 役員総会は本会の最高議決機関であり、第7条1項に規定する役員及び各委員会の委員をもって構成する。

- 2 役員総会は実行委員長が招集する。
- 3 役員総会は記念事業の実施に係わる重要事項について議決する。

(三役会等)

第11条 本会事業の円滑な運営を図るため、実行委員長、副実行委員長、各委員会委員長で構成する三役会を随時開催する。

- 2 前項の会議は実行委員長が招集する。
- 3 役員総会の議決を要する重要事項を除き、本会の業務は三役会の議を経て執行する。

(経理)

第12条 本会の事業に要する経費は、構成母体からの出資金、賛同者からの寄付金及びその他の収入で賄うものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(設立年月日)

第14条 本会の設立年月日は平成28年10月28日とする。

附 則

(施行日)

この規約は、平成28年10月28日から施行する。

(平成30年5月20日改正)